

子ども未来審議会の 委員を募集します

行田市子ども未来審議会は、市民の皆さんや子ども・子育てに関する機関の皆さんが委員として出席し、児童福祉や子ども・子育て支援に関して調査審議することを目的に開催するものです。

このたび、行田市子ども未来審議会委員を募集しますので、ぜひご応募ください。

- ▶**応募資格** 次の全てに該当する方
- ・市内在住の満20歳以上の方で、平日の日に開催する会議(年4回程度)に出席できる方
 - ・児童福祉や子ども・子育て支援に関心をお持ちの方

ただし、次に該当する方は応募できません。

- (1) 応募日現在、本市の他の審議会などの委員となっている方
- (2) 市職員および市議会議員

- ▶**募集人数** 3人
- ▶**任期** 委嘱の日から2年
- ▶**応募方法** 住所、氏名、年齢、性別、電話番号、勤務先(または学校名)、本市の児童福祉や子ども・子育て支援についての考え(400字程度)を記入した書類(様式自由)を、7月17日(金)(必着)までに持参または郵送により提出してください。
- 【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市子ども未来課
- ▶**選考結果** 書類選考の上、結果は応募者全員に通知します。
- ▶**問い合わせ** 同課子ども未来担当(内線292)

児童扶養手当および 特別児童扶養手当の現況届・ 所得状況届の提出をお願いします

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給されている方は、現況届または所得状況届を提出する必要があります。該当する方には案内の書類を送付しますので、期間内に必ず提出してください。

- ▶**受付期間** 【児童扶養手当】8月3日(月)～31日(月)
【特別児童扶養手当】8月12日(水)～9月11日(金)
- ▶**受付時間** 【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)
【日曜日】午前8時30分～正午
- ▶**場所** 子ども未来課
- ▶**問い合わせ** 同課給付担当(内線292)

8月の預かり保育は 学童保育室で行います

夏休み期間を含む8月に、学童保育室の入室を希望される方は、期限までに申請してください。

- ▶**場所** 市内学童保育室(定員に空きのある学童保育室の入室となるため、学区外になる場合があります)
- ▶**利用料** 0円～9,000円(所得に応じた階層別利用料)
- ▶**申請方法** 子ども未来課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添付の上、7月20日(月)までに同課へ提出してください。

- ▶**注意事項**
- ・次の利用基準に該当する方が申し込みできます。

利用基準

- ①勤務終了時間が午後3時より遅いこと
- ②勤務日数が月平均15日以上であること
- ③保育が可能な同居(同敷地内)の親族がいないこと
- ④自宅における保育が難しいこと(家族の病気や介護などを含む)

- ・申請書類に基づき審査を行い、優先度の高い方から順に利用を決定します。
 - ・学童保育室の利用に際しては、保護者による送迎となります。学区外の学童保育室を利用する場合の登校日における送迎も同様です。
 - ・2学期以降も引き続き学童保育室を利用できますが、原則保護者による送迎となります。
 - ・例年、夏休み期間に実施している「うきしろのまち子どもの家事業」は実施しません。
- ▶**問い合わせ** 同課子ども未来担当(内線262)

ひとり親家庭等児童養育手当の 現況届の提出をお願いします

ひとり親家庭等児童養育手当を受給されている方は、現況届を提出する必要があります。該当する方には案内の書類を送付しますので、期間内に必ず提出してください。

- ▶**受付期間** 8月3日(月)～31日(月)
- ▶**受付時間** 【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)
【日曜日】午前8時30分～正午
- ▶**場所** 子ども未来課
- ▶**問い合わせ** 同課給付担当(内線292)

後期高齢者歯科健診を 受けましょう

生涯にわたって自分の口で食事や会話を楽めるよう、市では後期高齢者向けの歯科健診を実施しています。この機会に自身のお口の健康を見直してみませんか。

- ▶**期間** 7月1日(水)～令和3年1月30日(土)
- ▶**対象** 後期高齢者医療保険制度に加入している方(長期入院中の方や施設入所されている方は対象外)
※昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれの方および昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれの方には、埼玉県後期高齢者医療広域連合から歯科健診の案内が届きます。確認の上、受診してください。

- ▶**費用** 無料(2回目以降は自己負担)
- ▶**その他** 健診の結果、治療が必要と判断された場合には、別途治療費がかかります。
- ▶**申し込み** 直接または電話で保険年金課へ申し込みください。受診を希望される方に、「受診票・問診票」を交付します。その後、市内の実施医療機関に直接申し込みください。実施医療機関一覧は、受診票・問診票と併せてお渡します。
- ▶**問い合わせ** 同課(内線271・272・227)

行田市地域包括支援センター 運営協議会の委員を募集します

市では、高齢者の総合相談やケアマネジメント(対応調整)を行う地域包括支援センターを4カ所設置していますが、センターの適切な事業運営を図る必要があることから、毎年度運営協議会を開催し、事業計画および事業報告の検証、評価を行っています。

については、皆さんの意見を反映するため、次のとおり運営協議会の委員を募集します。

- ▶**応募資格** 本市に住所を有し、平日昼間の会議に出席できる方。ただし、すでに本市の審議会の委員になっている方は応募できません。
- ▶**募集人数** ・介護保険の第1号被保険者(65歳以上の方)…1人
・介護保険の第2号被保険者(40歳以上64歳以下の方)…1人
- ▶**任期** 2年間
- ▶**応募方法** 住所、氏名、年齢、電話番号を記入した書類(様式自由)を7月31日(金)(必着)までに持参または郵送により提出してください。
- 【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市高齢者福祉課
- ▶**選考方法** 抽選により決定します。
- ▶**問い合わせ** 同課地域包括ケア担当(内線338)

後期高齢者医療制度に 加入している方へ

後期高齢者医療被保険者証が8月1日に更新となることから、新しい保険証を7月中にお送りします。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割となります。

このうち負担割合が3割の方(課税所得145万円以上の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する場合、申請により負担割合が1割となりますので、7月31日(金)までに保険年金課へ申請してください。

なお、8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

- ▶**申請により負担割合が1割となる場合**
【同じ世帯に被保険者が2人以上】
被保険者の令和元年中の収入合計額が520万円未満
【同じ世帯に被保険者が1人で、次のいずれかに該当】
- ①被保険者本人の令和元年中の収入額が383万円未満
 - ②①に該当しない方で、70～74歳の方(後期高齢者医療制度の被保険者を除く)を含めた世帯の令和元年中の収入合計額が520万円未満
- ▶**申請に必要なもの**
- ・後期高齢者医療被保険者証
 - ・確定申告の写しなど収入が確認できる書類
- ▶**問い合わせ** 同課医療担当(内線226・227)

水中で楽しく介護予防 アクアフィットネス教室

- ▶**日時** 8月19日～9月16日の毎週水曜日(全5回)午後3時20分開始
※午後3時から受け付け
- ▶**場所** 行田市民プール
- ▶**内容** 膝や腰への負担が少ない水中でウォーキングや筋トレなどの体操を行う。
- ▶**対象** 次の条件を全て満たしている方
- ①おおむね65歳以上で、市内在住の方
 - ②医師などから運動制限を受けていない方
 - ③本事業に一度も参加したことがない方
※参加したことがある方でも、一度も参加したことがない方を紹介した場合は参加可。
- ▶**定員** 20人(先着順)
- ▶**参加費** 無料※ロッカー利用料1回50円
- ▶**その他** 安全に運営するため、体調面の理由などにより参加をお断りする場合があります。
- ▶**申し込み・問い合わせ** 8月5日(水)までに直接高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)